

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者が病院又は診療所（当該旧指定知的障害者通動寮の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等である入所者に対して、当該旧指定知的障害者通動寮に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定知的障害者通動寮の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者通動寮において、指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省知令第55号（第13号）

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第一項並びに附則第二十一条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、同表第12の8及び第13の9以外については平成十八年十月一日から、同表第12の8及び第13の9については平成十九年四月一日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百六十九号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、平成十八年九月三十日以前に取組まれた指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下「法」とい。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等（以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービス（以下同じ。））に要する費用の額は、同表介護給付費等単位数表第一から第三まで及び第五から第六までににより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第四により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二 前号の規定により、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額を算定した場合には、その額に十未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表 介護給付費等単位数表
第1 居宅介護

1 居宅介護サービス費

イ 居宅における身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 230単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位
- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 655単位
- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 730単位
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 805単位
- (7) 所要時間3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ロ 通院介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 230単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位

- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 655単位
- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 730単位
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 805単位
- (7) 所要時間3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

八 家事援助が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 80単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 225単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

二 通院介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 80単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 225単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 99単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（以下注4及び注10において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院介助（通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分2（区分省令第2条第2号に掲げる区分2をいう。以下同じ。）以上に該当していること。
- (2) 区分省令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における次の(一)から(五)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(一)から(五)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

- (一) 2-5 「3.できない」
- (二) 2-6 「2.見守り等」, 「3.一部介助」又は「4.全介助」
- (三) 2-7 「2.見守り等」, 「3.一部介助」又は「4.全介助」
- (四) 4-5 「2.見守り等」, 「3.一部介助」又は「4.全介助」
- (五) 4-6 「2.見守り等」, 「3.一部介助」又は「4.全介助」